

第2章

住宅改修について

1 介護保険住宅改修制度とは



介護保険住宅改修制度

要介護（支援）認定を受けている在宅の方が、

住み慣れた我が家で安全に自立した暮らしを
続けるための住宅の改修をする際に、

改修費の一部を給付する制度です。

対象者

①在宅で生活している

②介護保険の要介護（要支援）の認定を受けている

※住民票の住所地のみ改修対象となる

対象

○ 要介護 1～5

○ 要支援 1～2

× 事業対象者

（基本チェックリスト該当者）

× 非該当



支給額

国（厚生労働大臣）が定める種類の住宅改修で、
利用者の心身の状況や住宅の状況から必要と市が認めた工事費の
9割～7割を支給。

【重要】

- 支給限度額は、要介護状態区分にかかわらず定額**20万円**
→そのうち1割～3割が自己負担
- 20万円を分割して利用可能
(例) 1回目 10万円 2回目 5万円 3回目 5万円

支給額

※利用者負担割合が1割の場合

限度額20万

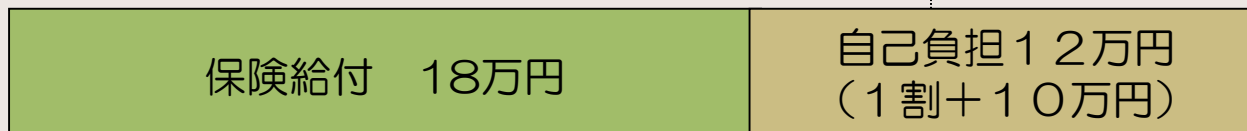
(例1) 20万円の工事の場合



(例2) 10万円の工事の場合

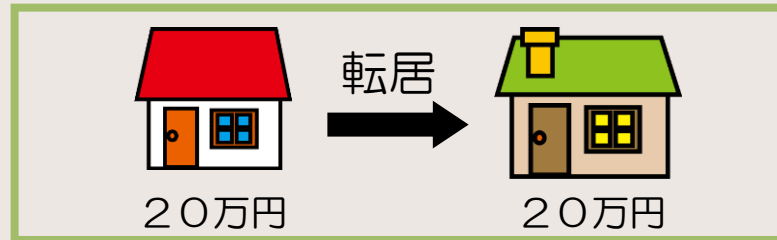


(例3) 30万円の工事の場合



支給額の特例

① 転居した場合



② 要介護状態が著しく重くなった場合

最初の住宅改修着工日の要介護状態区分	追加の住宅改修着工日の要介護状態区分
要支援1、経過的要介護、旧要支援	要介護3～5
要支援2、要介護1	要介護4～5
要介護2	要介護5

※改めて住宅改修費20万円が支給。

ただし、同一住宅・同一要介護者について1回のみ適用。

国が定める住宅改修の種類

1 手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関や、各部屋までの通路に転倒防止や移動補助のための手すりを取付ける工事。

- 工事を伴わない（固定しない物）場合は対象外

2 段差の解消

各部屋や玄関から道路までの通路の段差を解消するために敷居を低くしたり、踏み台やスロープを取付ける工事。

- 昇降機やリフトなど動力により段差を解消する機器の設置は対象外

3 滑りの防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

浴室の床材の変更や、通路面を滑りにくい舗装材に変更するなどの工事。

- 階段に滑り止めを貼り付けたり、床材の表面を加工する場合も対象

4 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸やアコーディオンカーテンなどへ取り替えや、ドアノブの変更、戸車を設置する工事。

- 重い扉を軽くする改修も対象

5 洋式便器等への便器の取替え

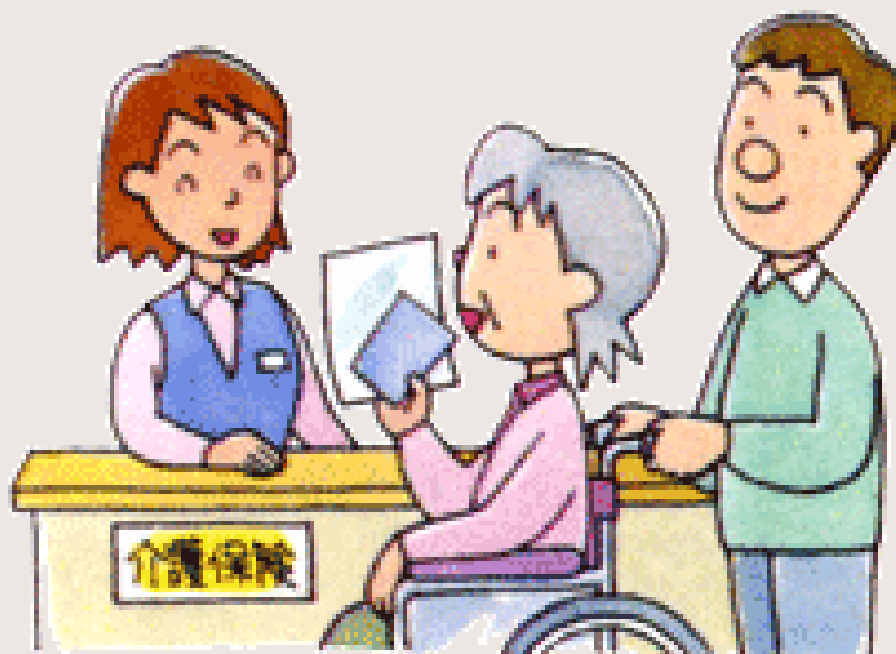
和式便器を洋式便器（暖房便座、洗浄付きを含む）に取替える工事。

- すでに洋式便器の場合、機能追加（暖房便座等）のみの工事は対象外
- 非水洗から水洗便器に取替える際の水洗化に関する工事は対象外

6 1～5までの付帯工事

- 手すりの取付けのため、壁に補強板を取付ける工事
- 浴室の床の改修に伴う給排水設備
- 扉の取替えに伴う壁や柱の改修
- 便器の取替えに伴う床材の変更

2 介護保険住宅改修の手続き



手続きの流れ

① 認定申請

居宅介護支援事業者や地域包括支援センターからの代行申請も可能です。



② 工事内容の検討

ご本人やご家族、ケアマネジャー、施工業者などと工事内容を話し合ってください。



③ 市への事前申請 (資料2参照)

住宅改修を行うためには必ず事前に市からの承認が必要です。

【申請に必要な書類】

- 住宅改修事前承認申請書
- 住宅改修が必要な理由書
- 工事費内訳書(見積書)
- 見取図(工事前後の改修箇所がわかるもの)
- その他(承諾書や委任状など)

④ 工事の実施

市から事前承認通知書が届いたら工事を実施してください。



⑤ 市への支給申請 (資料2参照)

工事が完了したら必要書類を準備して、市へ申請をしてください。

【申請に必要な書類】

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修に要した費用の領収書(原本)
- 改修後の写真(日付入り)
- その他(請求書や委任状など)

支給方法

通常は「償還払い」ですが、登録事業者に限り「受領委任払い」が利用できます。

詳しくは、P36,37をご覧ください。

事前承認申請書（注意事項）

入院・入所者の特例 工事



介護保険の住宅改修が在宅介護サービスの範疇であるため、原則的に入院中の場合には、住宅改修費が支給されることはない。ただし、退院後の住宅環境を予め整備しておかなければ退院ができない場合等、入院中の住宅改修が必要となることも考えられるため、緊急性及び必要性が理由書において認められる場合にのみ、事前申請の受付を行う。退院前に工事が終了しなかった場合や、退院ができなかった場合の改修費用は全額自己負担となる。よって、利用者が入院中の住宅改修におけるリスクについて、事業者から説明を受け、承諾していることを確認するために、「入院（入所）中・認定申請中住宅改修承諾書」が必要となる。

- ①事前申請に必要な書類
- ②入院（入所）中・認定申請中住宅改修承諾書

事前承認申請書（注意事項）

介護保険認定申請中の
工事



要介護（要支援）認定の申請中の場合は、原則的に住宅改修費が支給されることはない。

ただし、認定申請中に工事をしなければならない等、緊急性及び必要性が理由書において認められる場合にのみ事前申請の受付を行う。認定結果が「非該当」となった場合や認定結果が出る前に工事が完了しなかった場合は改修費用が全額自己負担となる。よって、利用者が認定申請中の住宅改修におけるリスクについて、事業者から説明を受け、承諾していることを確認するため、入院（入所）中工事と同様に事前申請時に「認定申請中住宅改修承諾書」の提出が必要。

- ①事前申請に必要な書類
- ②入院（入所）中・認定申請中 住宅改修承諾書

住宅改修手続のチェックポイント

生活保護費受給者の 工事

通常の介護保険課での申請に加え、生活支援課（生活保護担当課）での許可が必要になるので、担当のケースワーカーと連携をとりながら進めること。
※工事完了後、生活支援課への請求の前に、工事の完成状態を介護保険課にて確認。【別紙資料参照】

手続上のよくある トラブル



事前申請内容と工事の完成状態が異なる・・・

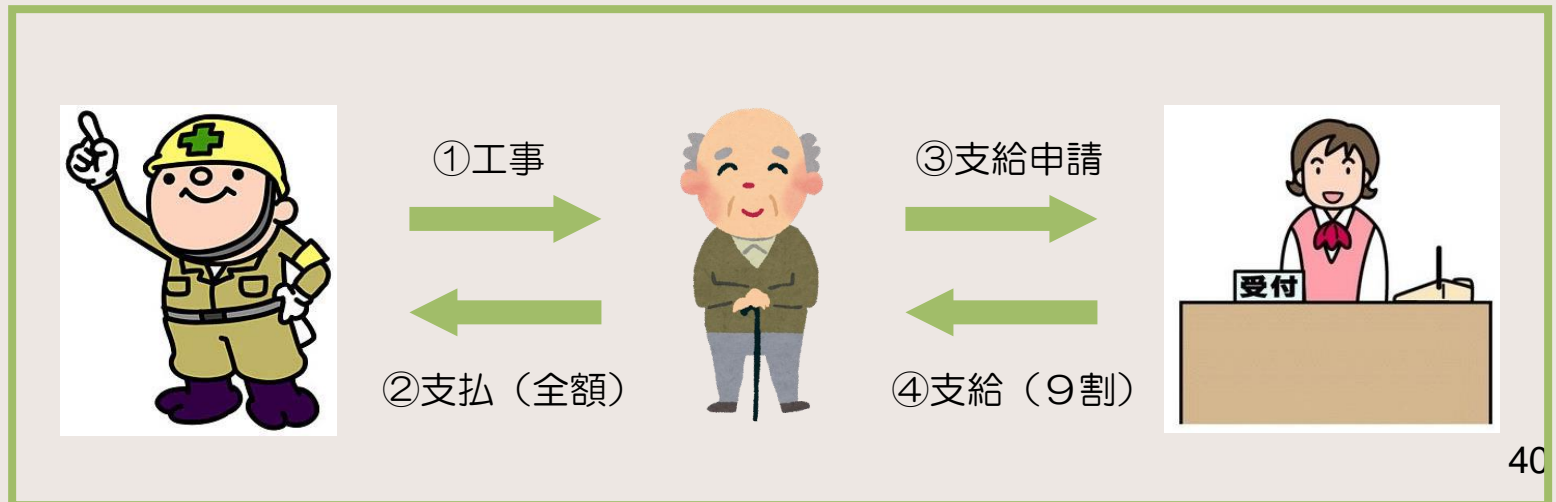
【対策】

- ①事前申請の前に、本人・家族、ケアマネジャー、施工業者で改修内容を一同で検討し、改修内容を固めること。
- ②工事責任者は、本人・家族の意向や現場での判断で勝手に工事を変更することがないよう監督すること。
- ③変更が生じる場合は、必ず工事を中断し、ケアマネジャーに連絡し、市へ相談すること。
※支給申請時の事後報告では×。

支給方法（償還払い）

①償還払い（全事業者可） ※利用者負担割合が1割の場合

住宅改修費の基本となる支給方法で、介護保険利用者が工事代金の全額を住宅改修業者に支払い、その後、工事代金の1割（自己負担分）を除く9割（保険給付分）を、介護保険利用者が久留米市に請求し、介護保険給付金を受領する方法。



支給方法（受領委任払い）

②受領委任払い（登録事業者のみ） ※利用者負担割合が1割の場合

介護保険利用者の経済的負担を軽減するための制度で、介護保険利用者は住宅改修事業者に工事代金の1割（自己負担分）を支払い、介護保険利用者から受領委任を受けた住宅改修事業者が、久留米市に介護保険給付分である工事代金の9割を請求し、介護保険給付金を代理受領する方法。



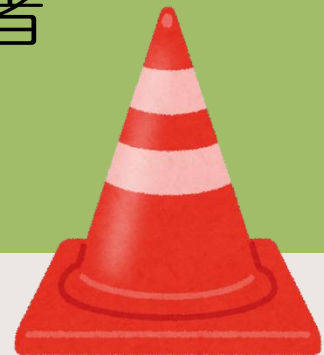
3 住みよか事業について



対象者

次の全ての要件を満たす者

- (1) 本市に居住する者
- (2) 介護保険法の要介護又は要支援の認定を受けている者
- (3) 当該年度分の市民税が課されていない者のみで構成される世帯に属する者
- (4) 過去に助成実績がない者



申請の条件



介護保険住宅改修が優先するため、住みよか事業の申請は次のケースに限られる。

- ①介護保険住宅改修において、対象軽費が20万円を超える場合
- ②介護保険住宅改修が既に20万円の限度額に達しており、更に住宅改修が必要な場合
- ③介護保険住宅改修の対象にならないが、住みよか事業の対象となる工事を行う場合

対象工事例

※住宅改修対象工事を除く対象工事例

- ①足元灯の設置
- ②照明器具の設置・取り替え
- ③スイッチ類の取り替え
- ④段差解消機・リフトの設置
- ⑤踏み板の設置
- ⑥腰掛け台・ベンチの設置
- ⑦車椅子対応への拡幅
- ⑧柵の設置
- ⑨緩やかな勾配への改造
- ⑩階段昇降機・ホームエレベーターの設置
- ⑪すのこの取り付け
- ⑫移乗代・腰掛け台の設置
- ⑬リフトの取り付け
- ⑭スライド式シャワーフックの取り付け
- ⑮補高便座・便座昇降機の取り付け
- ⑯蛇口の取り替え
- ⑰流し台・調理台の取り替え・移動





さいごに